



平成 24 年 7 月 5 日

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 第 20 回委員会  
黒川 清 委員長 コメント

本日の第 20 回委員会では、両議院の議長への報告書の提出にあたり、報告書の内容について最終的な確認を行い、報告書の提出について議決を行った。

我々の委員会は、その根拠法である東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法により、委員長及び委員の任命の日からおおむね 6 カ月を目途として、報告書を提出することを義務付けられていた。委員長及び委員の任命は昨年 12 月 8 日であったので、何とか 6 か月目の間に、報告書を取りまとめるに至ることができた。その間、短期間ではあったが、徹底した調査・検証を行った。

報告書のとりにまとめにあたっては、委員一同が文字通り、昼夜を問わず、委員会の事務局に集い、何日にもわたり議論を重ねた。

また、この報告書については、参与や客員調査員の皆様にも査読して頂いた。完成までの間には、事務局や調査員の日夜にわたる協力があつたことは言うまでもない。

我々の委員会では、「国民」「世界」「未来」をキーワードとして調査を行ってきた。

今後、本報告書は、この後の議長への提出により、議長をはじめとする、国民の代表機関である国会議員の皆様にご託され、国会議員の皆様にご審議いただくことになるが、そのためには、国民の皆様の後押しが重要であり、そのためにも、この国の主体であるこの国の皆さまにも、ぜひ、報告書をご覧いただきたくお願いしたい。

また、本報告書は、今後、世界にも発信していく予定である。本日、報告書一式をホームページに掲載すると同時に、英語の要約版についてもホームページにおいて公開し、関係の在外公館や海外メディア等に配付する。また本文については、順次英訳を進める予定となっている。

さらに、未来に向けた提言では、一步一步、着実に実行し、不断の改革の努力を尽くすことこそが国民から未来を託された国会議員、国権の最高機関たる国会及び国民一人一人の使命であると当委員会は確信する。

最後に、この委員会の調査に協力、支援をしてくださった方々、憲政史上初めての、国会における民間人による事故調査委員会の誕生に力を注ぎ、調査期間中、当委員会の独立性に格段のご配慮をいただいた立法院の方々から心からの御礼を申し上げたい。

また、今回の原子力発電所事故で被災された皆様が、一日も早く、日常生活を取り戻せるよう、心からお祈り申し上げるとともに、我々の報告書が少しでも被災された皆様のお役に立てることを祈念する。

以上